平成30年労第400号

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

# 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A(以下「会社」という。)に雇用され、○年 ○月○日、B所在の会社C支店に異動し、貨物を担当する業務に従事していた。
- 2 請求人は、〇年〇月〇日、出張先であるD国において、〇時過ぎにミーティングを終えて研修所の自室に戻ったところ、意識を失い、翌朝に同僚が発見し、救急搬送先であるE医療機関において手術を受け、帰国後、同年〇月〇日、F医療機関に受診し「脳内出血(左被殻出血)」と診断され、同年〇月〇日、G医療機関に転医し「脳出血(左被殻出血)」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした ことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

# 第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
  - 1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

- 3 当審査会の判断
- (1) 当審査会としても、H医師作成の意見書、I 医師作成の意見書及びJ医師作成の意見書から、請求人は、〇年〇月〇日に「左被殼出血」(以下「本件疾病」という)を発症したものと判断する。
- (2)本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省 労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。) の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下 「認定基準」という。別紙3。(略))を策定しており、当審査会としてもそ の取扱いを妥当なものと考えることから、認定基準に基づいて、以下検討する。
- (3) 異常な出来事について

決定書理由に説示のとおり、本件疾病発症直前から前日までの間において、 異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間について

監督署長は、決定書理由に説示するとおり、請求人が手書きした出勤簿を基に、法人カード時間外利用状況を参照して、接待も業務と認め、請求人の労働時間数を集計している。また、審査官は、C支店のセキュリティ情報も踏まえて、監督署長の集計を一部修正し、請求人の労働時間は、決定書別添(略)「労働時間集計表」のとおりとしている。当審査会としては、審査官が認定した労働時間数は、請求人の就労実態をおおむね反映したもの認められることから、同集計を妥当であると判断する。

なお、請求人は、持ち帰り残業として、自宅でスペースコントロールを行っていたと主張するが、それを客観的に評価し得る成果物は認められず、所要時間も定かではないことから労働時間として認定できず、請求人の主張を採用す

ることはできない。

さらに、請求人は勤務時間外の営業活動についても主張するが、審査官が認 定した労働時間以外にこれを認めるべきものは見当たらない。

# (5) 短期間の過重業務について

決定書別添(略)「労働時間集計表」の本件疾病の発症前おおむね1週間の勤務状況をみると、2日の休日と1日の年次有給休暇の取得があり、発症前1週間の総労働時間は38時間35分であることから、長時間労働であったとは認められない。

また、本件疾病発症時は、海外出張中であるが、初日であったため、Cから D国への移動、本社訪問と研修センターにおける自己紹介を兼ねたミーティン グが行われたのみであったことから、日常業務と比べて特段の負荷があったと は認められない。

#### (6) 長期間の過重業務について

本件疾病の発症前おおむね6か月間における請求人の時間外労働の状況は、 決定書理由(略)に説示のとおりであって、発症前3か月の平均時間外労働時間 数35時間57分が最大であり、1か月当たりおおむね月45時間を超えてい ないことから、請求人が長期間の過重業務に従事したものとは認められない。

- (7) 請求人は、血圧が高値であると定期健康診断で指摘され、治療を指導されて おり、脳出血のリスクファクターを既に有していたところ、本件疾病の発症以 前において、特に治療を受けていたとの事実は認められない。
- (8) 上記のとおり、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」 及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、業務による過重な負荷が有 力な原因となって発症したものとはいえないことから、請求人の本件疾病は業 務上の事由によるものであるとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右 するに足るものは見いだせなかった。

#### 4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。